

3信監第11号  
令和3年1月25日

信濃町長 横川 正知 様  
信濃町議会議長 佐藤 武雄 様

信濃町監査委員 清水 岳美  
同 青柳 秀吉

### 令和3年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。  
なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

# 令和3年度財政的援助団体等監査報告書

## 第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定及び令和2年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

## 第2 対象年度

平成31年度（令和元年度）及び令和2年度執行分

## 第3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する団体を選定し、令和3年10月25日及び12月22日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）
- (4) 事務所の所在地が町にあり、かつ団体事務を町へ委任している団体

## 第4 監査実施団体

- ・No.1 特定非営利活動法人 Nature Service
- ・No.2 シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

## 第5 監査の実施方法

監査対象団体から提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

## 第6 監査の結果

監査を実施した団体への指摘事項等は、別紙監査対象団体ごとの監査結果のとおりです。

また、所管課については、総務課及び産業観光課へ、合わせて4件ありました。

そのほか軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので、記載を省略します。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

## ○監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	特定非営利活動法人 Nature Service			No. 1
団体所在地	埼玉県坂戸市大字厚川 126 番地 1			
監査年月日	令和 3 年 10 月 25 日			所管課 総務課 産業観光課
団体の概要	設立年月日	平成 25 年 1 月 17 日	代 表 者	代表理事 赤堀 哲也
	団体の目的	<p>○矢保利の館 情報通信技術を活用して先端技術産業の振興を支援することで、地域の活性化並びに次世代産業の育成及び既存産業の競争力強化による新たな就業環境の創出を図る。</p> <p>○やすらぎの森 森林資源や景観など豊かな自然環境の中で野外活動を通じて地域住民や都市住民の健康増進と交流を図る。</p>		
監査対象事項	<p>平成 31 年度指定管理料 220,000 円 (税込)</p> <p>令和 2 年度指定管理料 220,000 円 (税込)</p>			
監査結果	<p>特定非営利活動法人 Nature Service (以下「指定管理者」という。) が信濃町矢保利の館及びやすらぎの森多目的広場 (以下「施設」という。) の指定管理者として、施設の管理・運営等を行い、また施設の利活用のため様々な企画立案をし、更に全国に向けて情報発信をする中で、数多くの利用実績に結びつけていることを高く評価します。</p> <p>しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられましたので、以下の点に留意の上今後の指定管理を進めてください。</p>			
指摘事項	<p>1 使用 (利用) 料金の承認について</p> <p>指定管理者は、施設使用料金について信濃町矢保利の館及びやすらぎの森多目的広場の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。) 第 7 条の 2 に定める使用料の範囲内で、施設ごとの使用料を定め運営していますが、同条第 2 項に規定する、あらかじめ町長の承認を受ける手続きについて、一部に手続きがされていないものがありました。条例に基づく手続きを行ってください。</p> <p>2 人員配置について</p> <p>信濃町矢保利の館及びやすらぎの森多目的広場管理に関する基本協定 (以下「基本協定」という。) 第 11 条で、業務を遂行するにあたり、要項 (信濃町矢保利の館及びやすらぎの森多目的広場指定管理者募集要項) に基づき人員配置及び組織編成を行うと規定しています。要項の 5 (1)</p>			

指 摘 事 項	<p>では、職員の配置について、「管理責任者1名（両施設併せて置くことができるものとする。）」、また職員については、「職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。」としています。</p> <p>職員配置について指定管理者に確認した結果、管理責任者を法人の代表理事が務め、他に現場の担当者1名で業務を行なっているとの回答でした。管理責任者は両施設併せて1名でも可能ですが、職員は、信濃町矢保利の館（ノマドワークセンター）及びやすらぎの森多目的広場（オートキャンプ場）それぞれの施設の運営に支障のない人数の配置が求められています。これらの定めにもかかわらず、担当者が両施設併せて1名では基本協定の規定が満たされません。</p> <p>更に、法人がインターネット上で公開しているオートキャンプ場の利用規約（以下「利用規約」という。）には、「16時30分～翌朝10時はキャンプ場にスタッフは駐在しません。」と記載されています。</p> <p>オートキャンプ場は、自然環境の中で不特定多数の利用者が集まる場所であり、当然様々な事故やトラブルが発生する可能性があります。</p> <p>指定管理者は利用規約の中で利用者のリスクについて、「熊や猿などの動物との遭遇による事故」、「強風による倒木などの事故」、「落雷事故」、「お子様の遭難リスク」等々さまざまなリスクを記載し、様々なリスクが発生する事態を認識しています。しかしながら、利用規定では、これらのリスクに対し自己責任の範囲で対処するよう利用者の同意を求めています。また、「悪天候による警報・特別警報が発令された場合は、速やかな避難の判断と行動をお願いします。お客様ご自身の判断による避難時の責任について負いかねることをご了承ください。」と記載されています。</p> <p>以上の点は、指定管理者が町に代わって使用料（利用料）を徴収し、公共の施設を提供しているという視点から大きくかけ離れていると言わざるを得ません。</p> <p>要項の5（3）では、「非常事態又は事故等が発生したときは、第一に利用者の安全を確保するとともに早急な事態収拾を図ること。」と規定していますので、指定管理者は、ノマドワークセンター及びオートキャンプ場両施設の運営に支障のない人員を配置するとともに、要項5（1）の定めに基づき、職員に対して、施設の管理運営に必要な安全管理等の研修を実施することを強く求めます。</p>
---------	--

<p>意見（注意事項）</p>	<p>1 指定管理料の扱いについて</p> <p>町は、令和元年度及び令和2年度に指定管理料として、それぞれ220,000円を支払っていますが、指定管理者から町に提出のあった収支計算書の収入に計上されていません。法人の決算書には計上されているとのことですが、町に提出する収支計算書にもきちんと計上してください。</p>
-----------------	---

監査団体名	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)			No. 2
団体所在地	東京都調布市調ヶ丘3丁目6番地3			
監査年月日	令和3年12月22日			所管課 教育委員会
団体の概要	設立年月日	昭和61年11月1日	代表者	代表取締役 山田 智治
	団体の目的	信濃町ふれあい広場しなのの管理、まちおこし及びスポーツ施設運営のスペシャリストの共同体たる能力を活用しつつ、施設の有効利用と地域住民等に対するサービスの向上を図り、もって地域の健康福祉の増進と活性化を図る。		
監査対象事項	平成31年度指定管理料 24,852,000円(税込) 令和2年度指定管理料 25,080,000円(税込)			
監査結果	指摘事項はありませんでした。			
意見	新型コロナウイルス感染症対策のため休館期間や利用自粛期間を設けたにもかかわらず一定の利用者を確保されたこと、また、水泳教室実施に当たって、スタッフを増員してきめ細かい指導を実施されたことを高く評価します。			

## ○所管課に対する意見

### I 特定非営利活動法人 Nature Service 関係

#### 1 条例の規定事項について（総務課）

町は、昨年度ノマドワークセンター内にワークスペース3を設け、プレミアム会議室として運用しています。しかし、条例で定める矢保利の館の区分は、ワークスペース1、工作室、会議ブース、ワークスペース2及び施設床下部分の5区分であり、ワークスペース3は規定していません。この点について確認したところ、ワークスペース3は、令和2年度に改修した工作室とのことでした。

ワークスペース3の呼称について、条例で定める区分と整合をとることが必要です。

#### 2 基本協定書の内容について（総務課・産業観光課）

平成31年4月1日付けで締結した基本協定の次の項目について明確にしてください。

##### （1）業務実施に係る確認事項

基本協定第21条第1項では、指定管理者から業務計画書及び予算書の提出を求めています。第22条では、業務計画書に対応する業務報告書のみ規定し、予算書に対応する決算書の規定がありません。これについて業務報告書の中に収支状況との記載が認められますが、決算書とは異なります。決算書は第25条で定める利益還元金の根拠となる重要な書類ですので、様式を定めた上で、正式な収支決算書の提出を求めてください。

##### （2）利益還元金

基本協定第25条第1項で、利益還元金について募集要項第8の規定によりその額を決定するとしていますが、募集要項第8では、収支予算書に基づき見込まれる利益に応じて年度ごとに提案し、双方が協議して決定する旨を規定しています。

また、年度協定書の第4条には、利益還元金の額を各年度の収支決算書等に基づき双方協議して決定する旨の規定があります。

しかし、いずれの場合も双方が協議をして決定するとされており、具体的な算出方法の規定がありません。利益還元金は重要な事項ですので、募集要項を準用するのではなく、基本協定書の中に一定の基準を明記することが必要です。

#### 3 オートキャンプ場の業務基準について（産業観光課）

指定管理者に対する指摘事項で述べたとおり、人員配置について基本協定の規定が守られていません。オートキャンプ場は、自然環境の中で不特定多数の利用者が集まる場所であり、当然様々な事故やトラブルが発生する可能性があります。

公共施設における災害や事故等に速やかに対応することは、使用料を徴収し施設を提供している以上当然のことではありますが、現状は、町も指定管理者も無責任と言わざるを得ません。町は責任をもって、人員配置の基準、安全管理・危機管理に関する基準等を規定した業務基準書あるいは業務仕様書を策定し、指定管理者に示すことが必要です。

#### 4 指定管理料について（総務課・産業観光課）

指定管理業務の範囲については、基本協定第7条第1項で、①施設の管理及び運営に関する業務、②施設の使用許可、取り消し及び制限に関する業務、③施設の使用に係る使用料金の徴収及び還付に関する業務、④施設の維持管理に関する業務、⑤その他必要と認める業務とし、その内容は多岐にわたっています。

また、第11条では、指定管理者に対し指定管理業務を遂行するため、必要な人員配置及び組織編成を行うことを求めています。

しかしながら、今回指定管理者から提出された資料では、管理責任者のほか職員を5名配置していることになっていますが、確認した結果、管理責任者及び職員1名の計2名で運営しており、その理由については、「多くの担当者を関わらせて人件費を増やすことを避けるため。」とのことでした。

一方、町が支払う指定管理料は、年額で税込み220,000円です。町が指定管理方式で行っている他の施設と比較して、およそ20分の1から100分の1と極めて小額です。

指定管理料の用途の多くは一般的に人件費に充てられていますので、基本協定に定める指定管理業務を遂行するためには、業務に見合った指定管理料を支払うことが必要です。

指定管理者に対する監査結果で述べた人員配置に対する指摘事項の一因が指定管理料の額の少なさによるものと考えられます。

## II シダックス大新東ヒューマンサービス㈱関係

該当なし